

<新たに倉庫業健保へ加入する皆さまへ>

『マイナ保険証』利用のご案内

これまでは健康保険に加入すると健康保険証が交付されましたが、令和6年12月2日に健康保険証の新規発行は廃止となり、今後はご自身でマイナ保険証を準備し、マイナ保険証を使って病院にかかる仕組みとなりました。



マイナ保険証の準備

- ① マイナンバーカードの取得
お住いの市区町村役所でお手続きし、マイナンバーカードを取得してください。
- ② マイナンバーカードの保険証利用登録
マイナポータルやお近くのセブンイレブンのATM、医療機関窓口のカードリーダーを使って、マイナンバーカードの保険証利用登録をしてください。

※保険証利用登録方法の詳細は厚生労働省 HP でも確認できます



健保からのお願い

マイナ保険証を利用するには、健保組合で「マイナ保険証を利用できるようにするための資格情報の登録」を行う必要があります。

倉庫業健保では届出を受付してから5日以内に資格情報を登録し、完了できた方には「資格情報のお知らせ」を事業主経由で送付いたします。資格情報のお知らせが届きましたらマイナ保険証で医療機関等を受診することが可能となります。

※ なお、届出にマイナンバーの記載がないと資格情報の登録に5日以上の日数を要する場合がありますので、必ずお勤め先にマイナンバーを提出してください。

また、健保組合へのお手続きに必要となりますので、お勤め先の健康保険ご担当者にご確認ください。

- ① マイナンバーカードを持っているか
- ② マイナンバーカードの保険証利用登録をしているか

資格情報のお知らせが届いたら

マイナポータルで健康保険資格情報を確認してください。

マイナポータルにログインし、健康保険の資格情報の内容を確認のうえ、スマートフォンにこの資格情報（PDF）をダウンロードしてください。ダウンロードしたPDFは健康保険の資格情報（記号番号等）に確認に利用できます。

マイナ保険証利用にかかるQ & A

Q 新たに入社しましたが、健康保険証は交付されますか？

A 令和6年12月2日以降、新たに採用され、又は扶養になった方が、健保組合へ加入されても健康保険証は交付されません。

Q マイナ保険証とは？

A マイナ保険証とは、マイナンバーカードに保険証利用登録をしたものです。保険証利用登録はマイナポータルや医療機関などの窓口にあるカードリーダー、セブンイレブンのATMで行うことができます。

Q マイナ保険証の利用ができない場合はどうすればいいですか？

A やむを得ずマイナ保険証を利用することができない状況にある方には、「資格確認書」を交付いたしますので、事業所の健康保険ご担当者へ申し出ください。医療機関等に受診する際は、資格確認書を提示することで保険診療が受けられます。

Q マイナ保険証を利用することができない状況とは？

A マイナ保険証を利用できない状況とは、法令により以下の理由のみが認められています。

- ① マイナンバーカードを取得していない
- ② マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない
- ③ マイナ保険証利用登録の解除を申請した
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた
- ⑤ マイナンバーカードを返納した
- ⑥ マイナンバーカードを紛失した
- ⑦ マイナンバーカードの更新中
- ⑧ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある

Q マイナ保険証を持っていますが、資格確認書も念のため申請することはできますか？

A 申請することはできません。

Q 新たに入社し、会社へマイナンバーを提出しました。いつからマイナ保険証は利用できますか？

A 健保組合では、会社から届出を受付してから5日以内に資格情報の登録処理を行っています。これ以降、病院等でマイナ保険証の利用が可能となります。